

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市税条例の特例に関する条例の一部改正 (税務課) 4
- 亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部改正 (総務課) 4
- 亀岡市職員定数条例の一部改正 (病院総務課) 5
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (保育課) 6
- 亀岡市林業センター条例の廃止 (農林振興課) 6
- 亀岡市水道用水供給事業給水条例 (総務・経営課) 6

### —— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 8
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 10
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 14

### —— 告 示 ——

- 亀岡市空き家バンク設置要綱の一部改正 (ふるさと創生課) 14
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 20
- 公示送達 (保険医療課) 21

- 亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱の一部改正 (商工観光課) 22
- 亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱の一部改正 (商工観光課) 22
- 公示送達 (税務課) 22
- 公示送達 (税務課) 23
- 公示送達 (税務課) 24
- 亀岡市ひとり親臨時特別給付金支給事業実施要綱の一部改正 (子育て支援課) 25
- 公示送達 (税務課) 30
- 亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱 (子育て支援課) 30
- 亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱の一部改正 (契約検査課) 32
- 亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱の一部改正 (契約検査課) 33
- 公示送達 (税務課) 35
- 公示送達 (保険医療課) 35
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 36

### —— 公 告 ——

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 37
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 37
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 38
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 39
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 41

○一般競争入札（条件付き）にかかる特  
定建設工事共同企業体の公募  
（契約検査課） 45

—— 任免及び辞令 ——

**監査委員欄**

—— 公 表 ——

○令和元年度定期監査結果に対する措置  
状況 51

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請  
求及び合併協議会設置の請求に要する  
有権者総数の50分の1の数 52

○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の  
解職請求に要する有権者総数の3分の  
1の数 52

○合併協議会設置協議について選挙人の  
投票に付する請求に要する有権者総数  
の6分の1の数 52

**農業委員会欄**

—— 告 示 ——

○別段の面積（下限面積） 53

—— 公 告 ——

○令和2年12月定例総会の開催 53

**上下水道部欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市上下水道事業会計規程の一部改  
正 54

○亀岡市下水道事業受益者負担に関する  
条例施行規程の一部改正 55

○亀岡市水道事業給水条例施行規程の一  
部改正 55

**公布された条例のあらまし**

亀岡市税条例の特例に関する条例  
の一部を改正する条例要綱

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長  
発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴  
い、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することと  
した。

亀岡市税外収入滞納金督促条例等  
の一部を改正する条例要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、地方税の延  
滞金の割合を元に延滞金の割合を定めている  
条例について、所要の規定整備を図ることと  
した。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を  
定めることとした。

3 この条例は、令和3年1月1日から施行す  
ることとした。

亀岡市職員定数条例の一部を改正  
する条例要綱

1 人口の急速な高齢化に伴う医療需要の増加  
に対応するため、病院事業事務部局の職員の  
定数を138人（現行128人）とすること  
とした。

- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

亀岡市林業センター条例を廃止する条例要綱

- 1 亀岡市林業センターを令和3年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市林業センター条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市水道用水供給事業給水条例要綱

- 1 水道用水供給事業に係る南丹市への水道水の供給に関し、料金その他必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、用水供給開始の日から施行す

ることとした。

# 条 例

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

## 亀岡市条例第30号

亀岡市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例の特例に関する条例（令和元年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第25条」を「第26条」に改める。

第3条第1項及び第4条中「法第24条」を「法第25条」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

## 亀岡市条例第31号

亀岡市税外収入滞納金督促条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税外収入滞納金督促条例の一部改正）  
第1条 亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（亀岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（亀岡市国民健康保険条例の一部改正）

第3条 亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に

改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（亀岡市介護保険条例の一部改正）

第4条 亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

（亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第5条 亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市税外収入滞納金督促条例、亀岡市後期高齢者医療に関する

る条例、亀岡市国民健康保険条例、亀岡市介護保険条例及び亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市職員定数条例の一部を改正する条例

亀岡市職員定数条例（昭和30年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「128人」を「138人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

第15条第1項中「この項、第20条及び第37条第3項において」を削る。

第36条第3項中「同号イ(イ)中」の次に「教育・保育給付認定子ども」とあるのを加える。

第51条中「この項、第20条及び第37条第3項」を削り、「準用する第20条」の次に「において」を加える。

第53条第3項中「及び満3歳以上保育認定子ども」の次に「(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市林業センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第34号

亀岡市林業センター条例を廃止する条例

亀岡市林業センター条例（平成17年亀岡市条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道用水供給事業給水条例をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第35号

亀岡市水道用水供給事業給水条例

(趣旨)

第1条 この条例は、亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成29年亀岡市条例第31号。以下「設置条例」という。）第4条

第2項第2号に規定する水道用水供給事業に係る水道用水の供給（以下「用水供給」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用水供給の原則）

第2条 水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、非常災害、水道施設の損傷その他やむを得ない事情による場合のほか、用水供給を制限又は停止することはない。

2 管理者は、用水供給を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを設置条例第4条第2項第2号アに規定する給水対象の水道事業者（以下「受水者」という。）に通知する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 本市は、用水供給の制限又は停止のため受水者に損害を及ぼすことがあっても、その責めを負わない。

（料金）

第3条 用水供給の料金（以下「料金」という。）は月額とし、その額は、1立方メートルにつき112円に当該月に使用した水量を乗じて得た額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

（料金の徴収）

第4条 管理者は、別に定めるところにより、受水者から料金を毎月徴収する。

（料金の減免等）

第5条 管理者は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、料金の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、用水供給開始の日から施行する。

「揭示済」

## 規則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第33号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第54条の3」を「第54条の4」に改め、「申告は、」の次に「土地及び家屋については」を、「（別記第47号様式）」の次に「、償却資産については償却資産非課税適用取消申告書（別記第47号の2様式）」を加える。

別記様式目次中

「  
第47号 固定資産税非課税適用（取消し）申告書 第26条関係  
」を  
「  
第47号 固定資産税非課税適用（取消し）申告書 第26条関係  
第47号の2 償却資産非課税適用取消申告書 ”  
」に改める。

別記第47号様式の次に次の1様式を加える。

第47号の2様式（第26条関係）

償却資産非課税 適用 申告書  
取消

受付印 年 月 日 亀岡市長 宛て		所有者住所 <small>（法人であつては、主たる事務所の所在地）</small>		※整理番号			
		所有者氏名 <small>（法人であつては、その名称及び代表者の氏名）</small>		個人番号又は法人番号			
非課税規定	地方税法 第348条第2項第 号 地方税法 附則第14条第 項	資産所在地		電話番号			
		この申告書に回答する者の係及び氏名					
資産の種類	資産名	耐用年数	取得			取得価額（円）	発生事由
			年号	年	月		
合 計							
使用状況	非課税の用に供し始めた年月日		年 月 日				
備考欄							
※職員記入欄				担当			

備考

- 「適用」か「取消」のいずれか該当する方を○で囲んでください。
- 次の書類を添付し、原則、京都地方税機構に提出してください。  
 (1) 使用者が所有者と異なるときは、無料で使用していることを証明する書類（写し）  
 (2) 使用者、所有者に一定の資格を要するときは、主務官署の証明書、その資格を証明する書類（写し）
- 発生事由が、新規取得の場合は1を、中古取得の場合は2を、移動による受入れの場合は3を、その他の場合は4を「発生事由」欄に記入してください。
- ※印欄は記入しないでください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記第47号の2様式については、令和3年度の固定資産税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第34号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「銀行の新規短期貸付約定平均金利を元に財務大臣の告示した」を「平均貸付」に改める。

別記第33号様式（その1）中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

別記第33号様式（その2）中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第33号様式（その3）（第17条関係）

年 月 日

京都府亀岡市長

督促状

下記の金額が未納になっていますので、納付指定期限までに納付してください。

義務者氏名	
-------	--

◎未納

事業年度・申告区分	納期限	通知書番号	科目	滞納額 円	督促手数料 延滞金 円	合計金額 円
指定納期限	年 月 日	発送日	年 月 日	合計		

別記第35号様式及び別記第35号の2様式を次のように改める。

第35号様式（第19条関係）

(表)

年度 市 民 税 申告書( 年 月 日～ 年 月 日 )
府 民 税
(宛先) 亀岡市長

Table with columns for birth date (生年月日) and serial number (整理番号).

○所得税の確定申告書の提出した人は、市・府民税の申告書の提出は必要ありません。 ※①欄記載の支払調書等の添付が必要で...

Header information section including residence (現住所), occupation (職業), and personal details (氏名, 生年月日).

Main tax calculation table with columns for income types (e.g., 国民健康保険, 社会保険料控除) and tax amounts. Includes a section for '5 給与・公的年金等に係る所得以外...'.

基礎又は不動産所得のある方は収支内訳書を添付してください。

裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

(裏)

源泉徴収票、各保険料の支払証明書、寄附金の領収書等申告に必要な書類は、ここに貼ってください。

6 給与所得の内訳

Table with columns: 月, 日, 給, 勤務日数, 月, 取. Includes a summary row for '賞与等' and '合計'.

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 青色申告特別控除.

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類, 所得の生ずる場所, 支払確定年月, 収入金額, 必要経費.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for calculating total transfer and one-time income. Includes a formula: 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2].

右の上のイの金額を表面の(9)に、ロの金額を表面の(10)に、ハの金額を表面の(11)に記入してください。

右のニの金額を表面の(12)の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table with columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 従事月数, 専従者給与(控除)額.

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table for recording dividend and stock transfer tax credit amounts.

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table with columns: 氏名, 個人番号, 生年月日, 住所.

14 寄附金に関する事項

Table for recording donation amounts with checkboxes for various categories.

15 事業税に関する事項

Table with columns: 非課税所得・旧非課税事業の所得など, 損益通算の特例適用前の不動産, 事業用資産の譲渡損失など, 資産の種類, 損失額・被災損失額(白).

16 前年中に所得のなかった人の記入欄(該当番号に○をして記入してください)

Table for recording individuals with no income in the previous year, including student status and unemployment.

17 住所が亀岡市外にある方で、市内に家屋数(事業所)を有する方の申告欄

Table for recording households in the city with addresses outside the city.

18 所得金額調整控除に関する事項

Table with columns: 氏名, 個人番号, 続柄, 生年月日, 特別障害者に該当する場合, 別居の場合の住所.

第35号の2様式(第19条関係)

年度分 市民税 申告書(分離課税等用)  
府民税

フリガナ	生年月日
氏名	・

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用 条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必要経費 円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	特例適用条文			

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の 合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+ (B-給与所得控除額の1/2)) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	(57) 所得金額 (A-B-C-D)
		円	円	円	円

  

退職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
		円	年 (年月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円

1 収入 金額	短期譲渡	一般分	サ	円
	短期譲渡	軽減分	シ	
	長期譲渡	一般の譲渡	ス	
		優良住宅地等に 係る譲渡	セ	
		居住用財産の 譲渡	ソ	
	一般株式等の譲渡	タ		
上場株式等の譲渡	チ			
上場株式等の配当等	ツ			
先物取引	テ		円	
5 所得 金額	短期譲渡	一般分	(52)	
	短期譲渡	軽減分	(53)	
	長期譲渡	一般の譲渡	(54)	
		優良住宅地等に 係る譲渡	(56)	
		居住用財産等 の譲渡	(63)	
	一般株式等の譲渡	(50)		
	上場株式等の譲渡	(77)		
上場株式等の配当等	(61)			
先物取引	(76)			

この申告書(分離課税等用)は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記第35号様式及び別記第35号の2様式については、令和3年度の市民税及び府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第35号

亀岡市国民健康保険条例施行規則  
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「掲示済」

## 告 示

亀岡市告示第208号

亀岡市空き家バンク設置要綱（平成28年亀岡市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱

「空き家バンク」を「空き家・空き地バンク」に改める。

第1条中「空き家の」を「空き家及び空き地の」に、「定住促進による」を「定住促進及び」に改める。

第2条第1号中「居住を目的として建築され、」を「個人又は法人等が所有する」に、「居住」を「使用」に、「建物及び」を「住宅、店舗、倉庫等及び」に改め、同号ただし書中「土地」の次に「及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に存するもの」を加え、同条第3号中「空き家の売却」を「空き家又は空き地の売却」に、「当該空き家」を「当該空き家及び空き地」に、「空き家の利用」を「空き家又は空き地の利用」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「空き家」の次に「又は空き地」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 空き地 個人又は法人等が所有する現に使用していない又は近く使用しなくなると



第2号様式(第4条関係)

(表面)

亀岡市空き家・空き地バンク物件情報カード

登録番号 ※記入不要	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗付住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
種別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸	亀岡市		
物件所在地	〒 - -			
所有者	住所	〒 - -		
	氏名	電話 ( ) -		
	携帯電話	FAX ( ) -		
	E-MAIL	@		
その他 連絡先	住所	〒 - -		
	氏名	電話 ( ) -		
	携帯電話	FAX ( ) -		
	E-MAIL	@		
希望売却価格	万円(内訳:建物 万円・土地 万円・その他 万円)			
希望賃貸価格	万円(敷金: 万円・礼金: 万円・その他 万円)			
物件の概要	面 積	建築年	年 月 築	
	土 地	1階 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造	
	建 物	2階 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造	構 造
		その他 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート	
		合計 m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> その他	
		補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 ( ) <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要 ( )	
補修費用	<input type="checkbox"/> 所有者等負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
利用状況	<input type="checkbox"/> 現在も利用あり <input type="checkbox"/> 利用無し 年 月~ <input type="checkbox"/> その他 ( )			
電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み済み <input type="checkbox"/> その他 ( )			
ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> その他 ( )			
ト イ レ	<input type="checkbox"/> 和式 <input type="checkbox"/> 洋式			
ネ ッ ト	<input type="checkbox"/> 光通信対応エリア <input type="checkbox"/> 光通信未対応エリア <input type="checkbox"/> その他 ( )			
附帯施設	<input type="checkbox"/> 納屋 ( ) <input type="checkbox"/> 蔵 ( ) <input type="checkbox"/> 離れ ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
車 庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	物 置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ベ ッ ト	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
農 地	<input type="checkbox"/> 有 ( m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 無	その他		

(裏面)

交通	J R ( ) バス ( ) 駅から ( ) km
接道状況	( ) 線 ( ) バス停から ( ) km (国・府・市)道 ( ) 線から ( ) m・隣接)
特記事項 その他	<input type="checkbox"/> 物件位置図 <input type="checkbox"/> 物件間取り図 <input type="checkbox"/> 物件写真(外観・内部) <input type="checkbox"/> 所有者確認書類 <input type="checkbox"/> 土地全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 建物全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 公図 <input type="checkbox"/> 地積測量図 <input type="checkbox"/> 評価証明 <input type="checkbox"/> 建築確認証等 <input type="checkbox"/> 筆界確認書 <input type="checkbox"/> 境界面定図 <input type="checkbox"/> その他 ( )
添付書類	<input type="checkbox"/> 都市計画区域( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域) <input type="checkbox"/> 都市計画区域域外 <input type="checkbox"/> 適格性の有無( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域( <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流) ※土砂災害特別警戒区域は登録不可 <input type="checkbox"/> 浸水想定( <input type="checkbox"/> 3.0m以上 <input type="checkbox"/> 0.5m~3.0m <input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 再建築の可否( <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 宅建業者の媒介( <input type="checkbox"/> 有(業者名: ) <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
確認事項 ※記入不要	<input type="checkbox"/> 都市計画区域( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域) <input type="checkbox"/> 都市計画区域域外 <input type="checkbox"/> 適格性の有無( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域( <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流) ※土砂災害特別警戒区域は登録不可 <input type="checkbox"/> 浸水想定( <input type="checkbox"/> 3.0m以上 <input type="checkbox"/> 0.5m~3.0m <input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 再建築の可否( <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可) <input type="checkbox"/> 宅建業者の媒介( <input type="checkbox"/> 有(業者名: ) <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )

※担当種及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。  
※記載漏れにより損害等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

亀岡市空き家・空き地バンク登録台帳

登録番号		第 号			
登録年月日		年	月	日	登録（初回登録年月日）
登録更新	登録期間	年	月	日	～ 年 月 日迄
	登録期間	年	月	日	～ 年 月 日迄
所有者	住所	〒 -			
	氏名		電 話	( )	-
	携帯電話	-	-	F A X	( ) -
	E-MAIL	@			
その他 連絡先	住所	〒 -			
	氏名		電 話	( )	-
	携帯電話	-	-	F A X	( ) -
	E-MAIL	@			
登録物件	種 別	1 住宅 2 店舗付住宅 3 店舗 4 倉庫 5 土地 6 その他 ( )			
	取引形態	1 売買 2 賃貸借 3 どちらも可能 4 その他 ( )			
	所在地	亀岡市			
	交 通	J R	駅から	km	
		バス	線	バス停から	km
	土 地	面積 m <sup>2</sup>			
	建 物	1階	m <sup>2</sup>	2階	m <sup>2</sup> その他 m <sup>2</sup>
		年	月	建築	
附帯物等					
そ の 他					
特記事項					
備 考					

別記第5号様式中

「空き家登録者 住所

氏名

㊞」を

「空き家又は空き地登録者 住所

氏名

」に改める。

別記第7号様式中

「空き家登録者 住所

氏名

㊞」を

「空き家又は空き地登録者 住所

氏名

」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

亀岡市空き家・空き地バンク利用登録申込書

亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第8条の規定により、次のとおり亀岡市空き家・空き地バンクへの利用登録を申し込みます。

ふりがな 氏 名			登録番号 ※記入不要		
現住所	〒				
電 話	( ) -	携帯電話	- -		
E-MAIL	@		FAX	( ) -	
入居予定者構成 ※欄が不足する場合は、欄外等に 適宜記載してください。	氏 名	生年月日（西暦）	性別	続柄	職業（学年）
	登録申込者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
登録申込理由	（具体的に記入してください）				
入居希望時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ <input type="checkbox"/> 今後1年以内 <input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 未定				
希望物件	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗付住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> その他				
賃借・購入	<input type="checkbox"/> 賃借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
希望条件	賃借	賃 料	月 円 ～ 円		
		賃借期間	約 年		
	購入	希望条件			
		購入価格	円 ～ 円		
確認事項 ※記入不要	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（ <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他）				
	<input type="checkbox"/> 購入資金予定（ <input type="checkbox"/> 手持ち <input type="checkbox"/> ローン <input type="checkbox"/> その他）				

※亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、空き家又は空き地登録者への提供の他、本事業の目的以外に利用いたしません。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第8条関係）

亀岡市空き家・空き地バンク利用登録台帳

ふりがな 氏名			登録番号	第	号
現住所	〒				
電話	( ) -	携帯電話	- -		
E-MAIL	@		FAX	( ) -	
入居予定者構成	氏名	生年月日(西暦)	性別	続柄	職業(学年)
	登録者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
登録理由					
特記事項					
入居希望時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ <input type="checkbox"/> 今後1年以内 <input type="checkbox"/> 年 月頃 <input type="checkbox"/> 未定				
希望物件	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗付住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> その他				
賃借・購入	<input type="checkbox"/> 賃借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
希望条件	賃借	賃料	月 円 ~ 円		
		賃借期間	約 年		
	購入	希望条件			
		購入価格	円 ~ 円		
利用登録更新	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
紹介物件	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			

別記第10号様式中「亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱第9条の規定に基づき」を「亀岡市空き家・空き地バンク利用登録変更書（別記第11号様式）により」に改め、「速やかに連絡を行うとともに」を削る。

別記第11号様式中

「空き家利用登録者 住所

氏名 ⑥」を

「利用登録者 住所

氏名 」に改める。

別記第13号様式中  
「利用登録者 住所  
氏名 ㊟」  
を  
「利用登録者 住所  
氏名 」  
に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に登録された空き家及び空き地について適用し、この告示の施行の前日にこの告示による改正前の亀岡市空き家バンク設置要綱の規定により登録された空き家については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の前日にこの告示による改正前の亀岡市空き家バンク設置要綱第8条第1項の規定による利用登録の申込みを行ったものは、改正後の要綱による利用登録の申込みを行ったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第209号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

令和2年12月3日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1112-51092

- 1 当該者生年月日  
昭和24年2月28日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
令和2年4月1日
- 4 無効になる日  
令和2年12月3日

「揭示済」

亀岡市告示第210号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和2年度 第5期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第211号

亀岡市中小企業者資金借入保証料助成要綱(昭和41年亀岡市告示第12号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次のただし書を加える。

ただし、災害対策緊急資金の融資を受けた企業者のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響によりセーフティネット保証4号の認定(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定に該当することについての市長の認定をいう。)を受けて融資されたものを除く。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第212号

亀岡市中小企業者資金借入利子補給金交付要綱(昭和47年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次のただし書を加える。

ただし、災害対策緊急資金の融資を受けた企業者のうち、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響によりセーフティネット保証4号の認定(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号の規定に該当することについての市長の認定をいう。)を受けて融資されたものを除く。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「掲示済」

亀岡市告示第213号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和2年度 市府民税 第3期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第214号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 市府民税 第2期及び第3期

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第215号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

令和2年度 軽自動車税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第216号

亀岡市ひとり親臨時特別給付金支給事業実施要綱（令和2年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項第1号中「基本給付」の次に「（再支給分を含む。）」を加える。

第4条の見出し中「申込み」を「通知」に改め、同条第3項中「別に定める日までに前項の届出がないときは」を「第1項の規定による支給の通知後」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

第5条第1号中「児童扶養手当口座振込方式」を「給付金支給口座振込方式」に改め、「児童扶養手当」の次に「又はひとり親世帯臨時特別給付金」を加える。

第7条の見出し中「基本給付に係る」の次に「令和2年12月11日以降の」を加え、同条第1項中「家計急変者に対する基本給付」の次に「（令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている、又は申請している者に再度支給される基本給付（以下「基本給付（再支給分）」という。）を除く。）」を加える。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第8条第2項」を「第10条第2項」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第4条第3項」の次に「及び第8条第3項」を、「児童扶養手当」の次に「又はひとり親世帯臨時特別給付金」を加え、同条第3項中「第11条」

を「第13条」に改め、同条を第15条とする。第12条を第14条とする。

第11条中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条中「支給する」の次に「。なお、第7条第1項に基づく申請において、基本給付（再支給分）の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付（再支給分）の支給額を合算した額を支給する」を加え、同条を第13条とする。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（令和2年12月11日時点で既に基本給付の支給を受けている、又は申請している公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付（再支給分）の支給の通知等）

第8条 基本給付を支給した市は、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付（再支給分）を支給する場合には、基本給付（再支給分）の支給の通知を行う。

2 公的年金給付等受給者及び家計急変者は、前項の通知を受けた際、ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書（別記第1号様式）により基本給付（再支給分）の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の通知後、速やかに支給を決定し、公的年金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本給付（再支給分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りでない。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付（再支給分）の支給の方式）

第9条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付を支給した市による基本給付（再支給分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機

関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 給付金支給口座振込方式 ひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座（ひとり親世帯臨時特別給付金振込時における指定口座の変更があった場合は、変更後の口座）に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、公的年金給付等受給者及び家計急変者が基本給付の支給を受けた際の住所地の市に前号の指定口座の変更をひとり親世帯臨時特別給付金支給口座登録等の申出書（別記第2号様式）により届け出、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、公的年金給付等受給者及び家計急変者の基本給付の支給を受けた際の住所地の市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

別記第1号様式中「（第4条関係）」を「（第4条関係、第8条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第5条関係）」を「第5条関係、第9条関係）」に、「令和2年6月分の児童扶養手当」を「ひとり親世帯臨時特別給付金」に改め、「（児童扶養手当）の次に「又はひとり親世帯臨時特別給付金」を加える。

別記第3号様式及び別記第4号様式を次のように改める。







別記第11号様式中「(第9条関係)」を「(第11条関係)」に改める。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第217号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和2年度 市民税・府民税税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第218号

亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱を次のように定める。

令和2年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市子どもの貧困対策会議設置要綱

(設置)

第1条 全ての子どもが、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を図るための指針となる亀岡市子どもの貧困対策計画を策定するに当たり、幅広い意見を求めるため、亀岡市子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 子どもの貧困対策計画策定に係る意見の交換
- (2) その他子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、子育てに関する有識者、関係行政機関の職員等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第219号

亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱（平成6年亀岡市告示第94号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 市長は、別表第2第2号に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第2第2号の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

別表第1に次の2号を加える。

(契約違反)	
4 本市が発注する工事等の実施に当たり、契約に違反するなど、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき又は契約相手方の責めに帰すべき事由により、本市が契約を解除したとき。	
ア 契約に定める発注者の解除権を行使したとき。 (別表第2第6号（暴力団関係）に該当する場合を除く。)	6箇月
イ アに掲げる場合のほか、契約相手側の責めに帰すべき重大な事由が認められるとき。	3箇月
ウ ア又はイに掲げるほか、契約相手側の責めに帰すべき事由が認められるとき。	1箇月
(2) 履行遅滞があったとき。	
ア 2箇月以上の履行遅滞	3箇月
イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞	2箇月
(3) 工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき。	
ア 公害及び危険防止対策不良	3箇月
イ 工程管理、資材管理又は労働管理不良	2箇月
(4) 正当な理由なく監督職員又は検査職員の指示に従わないとき。	2箇月
(申請書等の虚偽記載)	
5 本市が発注する工事等の入札に際し、競争参加資格	当該認定をした日から

確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前後の調査資料に虚偽等の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 工事等実績、技術者資格に係る虚偽等入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。 (2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわらないとき。 (3) 個人の資格に係る虚偽等で有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。	6箇月 3箇月 1箇月
---	-------------------

別表第2第2号中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）」を「独占禁止法」に改める。

別表第2中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第220号

亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年亀岡市告示第189号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 市長は、別表第2第2号に該当した有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2の規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、指名停止の期間を別表第2第2号の規定による指名停止の期間の2分の1まで短縮することができる。

別表第1に次の2号を加える。

<p>(契約違反)</p> <p>4 本市が発注する物品等供給契約の履行に当たり、契約に違反するなど、物品等供給契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2箇月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞</p> <p>(2) 契約相手側の責めに帰すべき事由により、本市が契約を解除したとき。</p> <p>(3) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。</p> <p>ア 契約の全部不履行</p> <p>イ 契約の一部不履行</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月</p> <p>2箇月</p> <p>3箇月</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p>
<p>(申請書等の虚偽記載)</p> <p>5 本市が発注する物品等供給契約の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、物品等供給契約に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 物品等供給契約に係る虚偽など入札参加資格の成否にかかわる重大なとき。</p> <p>(2) (3)に掲げる場合のほか入札参加資格の成否にかかわらないとき。</p> <p>(3) 個人の資格に係る虚偽等得有資格業者の故意が認められないが、監督責任を問うことが適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6箇月</p> <p>3箇月</p> <p>1箇月</p>

別表第2第2号中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）」を「独占禁止法」に改める。

別表第2中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第221号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和2年度 市民税府民税 税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第222号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
5	更正・決定 通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和2年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 本梅町西加舎区

2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市本梅町西加舎地区のうち、大西16番、北側3番、24番、北山8番、小北9番、木下10番1、森ノ上14番、畠ケ中15番、15番1、的場11番2、上条8番、石敷15番、19番、斧磨21番、31番、39番、牧ノ芝21番4、大畑9番1、春日田18番1、クボラ1番17、1番301から305まで、1番307から310まで、1番312から314まで、1番316、1番317、1番325から328まで、五反田9番、12番、前ケ芝22番1を除いた区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市本梅町西加舎塩賀14番1

5 代表者の氏名及び住所

氏名 森 文彦

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和2年12月28日

「揭示済」

---

## 公 告

---

亀岡市公告第82号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年12月8日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市馬路町萬年32、33、市有地（関連区域）  
 市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 京都市南区久世中久世町1丁目139の1  
 ブルグ清涼205  
 鈴木 誠司、鈴木 真由美

「揭示済」

亀岡市公告第83号

令和2年亀岡市公告第42号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者（補欠合格者を含む。）を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、有効期限については、令和4年3月31日までとする。

令和2年12月10日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者・補欠合格者受験番号

事務Ⅰ（かめおか・未来・チャレンジ方式）

1005、1010、1017、1023、  
1038、1043、1045、1054、  
1056、1060、1061、1067、  
1068、1069、1077

事務Ⅰ（一般方式）

3007、3021、3027、3035、  
3057、3061、3065、3082、  
3090、3103

学芸員

7007、7012

手話通訳士（者）

8003

保育士・幼稚園教諭

9003、9004、9008、9009、  
9013

「揭示済」

亀岡市公告第84号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年12月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年12月11日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第85号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和2年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却 売却する物件：亀岡市千代川町湯井良筋95番4（元市営住宅事業用地） 宅地 面積160.29㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和3年2月9日（火曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和3年1月8日（金曜日）から令和3年1月21日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市千代川町湯井良筋95番4）：実施要領【令和3年2月9日入札実施】」として、令和2年12月15日（火曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。
予定価格（最 低売却価格） の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 4,340,000円

<p>土地の利用及び留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した開発を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切事業に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。</p> <p>イ 給水に関する条件：当該地に給水管の引込みはない。前面道路には（北西側）配水管HIφ100mm、（北東側）配水管DKφ150mmが布設されている。給水管の引込み整備に係る工事費用については、申請者の負担となる。給水装置工事申込み時に加入金（口径加入金・面積加入金・申請手数料）が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>ウ 下排水に関する条件：当該地に公共汚水柵はない。前面道路には（北西側一部）下水道本管VUφ200mm、（北東側）下水道本管VUφ200mmが布設されている。公共汚水柵の設置に係る工事費用については、申請者の負担となる。なお、当該地の受益者負担金は完納されている。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>エ 当該地は市街化調整区域内にあるが、昭和46年12月28日（市街化調整区域に区分された日）の線引き以前から建築物（市営住宅）が建築されていた宅地であるため、都市計画法の許可を受けて自己居住用の住宅の建築が検討できる土地である。当該地での建築に係る計画や申請などに際しては、必ず事前に亀岡市都市計画課に相談の上、都市計画法の開発許可制度に係る協議や手続きを進めること。</p> <p>オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。</p> <p>カ 本物件は現状有姿のまま売り渡すものであり、契約不適合責任を負わない。ただし、購入者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条に規定する消費者の場合、引渡しの日から2年間に限り民法（明治29年法律第89号）第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。なお、本物件内の占有物（電柱・電線・光ケーブル）については、各設置事業者と占有、移設等の協議を行うこと。管理バリケード等について撤去が必要な場合は、購入者において行うこと。</p> <p>キ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>ク 接道条件や本物件内の占有物などを含め、現地、隣接地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
<p>土地の用途制限</p>	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がそ</p>

	<p>の活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（京都手形交換所参加金融機関が振り出した保証小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市千代川町湯井良筋95番4）：実施要領【令和3年2月9日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第86号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年12月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 公第6号
- (2) 工事名 亀岡運動公園プール造波設備更新工事
- (3) 工事場所 亀岡市吉川町吉田地内
- (4) 工事種別 機械器具設置工事
- (5) 工事概要
- |         |    |
|---------|----|
| 造波設備更新  | 1式 |
| 制御盤更新   | 1式 |
| 廃棄物運搬処分 | 1式 |
| 試験運転調整  | 1式 |
- (6) 予定価格（税込） 19,525,000円  
**【入札書比較価格（税抜） 17,750,000円】**
- (7) 工期 契約日の翌日から令和3年3月31日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度において、亀岡市競争入札参加資格者名簿（工事）に「機械器具設置」で登録されており、最新の経営事項審査で「機械器具設置」の平均欄に完成工事高があること。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年12月17日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年12月17日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年12月24日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年12月25日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年12月28日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年12月23日（水） 午後5時まで	共通事項5のとおり

	設計図書に関する質問 令和3年1月7日（木） 午後3時まで	
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年1月12日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年1月14日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月15日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年1月18日（月） 午前11時00分	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は災害復旧対象工事でない。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第87号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年12月21日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |                            |                               |
|--------------|----------------------------|-------------------------------|
| (1) 工事番号     | 水拡施第1号                     |                               |
| (2) 工事名      | 第5次拡張事業 王子配水池築造工事          |                               |
| (3) 工事場所     | 亀岡市篠町地内                    |                               |
| (4) 工事種別     | 水道施設工事                     |                               |
| (5) 工事概要     | 王子配水池                      | $V = 100\text{m}^3$           |
|              | 西山加圧ポンプ                    | $Q = 12.0\text{m}^3/\text{H}$ |
|              | 配水池本体工事                    | 一式                            |
|              | 基礎地盤改良・土留工事                | 一式                            |
|              | ポンプ室・配管室工事                 | 一式                            |
|              | 造成・場内整備工事                  | 一式                            |
|              | 場内配管工事                     | 一式                            |
|              | 機械設備工事                     | 一式                            |
|              | 電気設備工事                     | 一式                            |
|              | 電灯コンセント工事                  | 一式                            |
|              | 中央監視装置機能増設工事               | 一式                            |
| (6) 予定価格（税込） | 181,423,000円               |                               |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 164,930,000円】 |                               |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から360日               |                               |
| (8) 部分払      | 無                          |                               |
| (9) 前金払      | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。      |                               |

- (10) 中間前金払 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者3者又は「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者と「水道施設工事」の「B等級」に認定された者1者の3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

### (2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施

設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」又は「B等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の特定建設工事共同企業体（JV）による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 第1章 総則 第1節 一般事項 8.配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年12月21日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年12月21日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年1月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月8日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年1月12日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年1月6日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年1月13日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年1月15日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年1月19日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月20日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年1月21日（木） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札された業者は、他の特定建設工事共同企業体（JV）による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

## 任免及び辞令

安東慶治

亀岡市市医に委嘱します

令和2年12月1日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第9号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 歴史文化財課</p> <p>旧一の宮幼稚園施設使用協力金について、当該施設は文化財事務所であり、行政財産であるが、目的外使用として施設の一部の使用を許可していた。施設使用料については、施設使用協力金として、旧一の宮幼稚園施設使用要項の定めにより徴収していた。</p> <p>地方自治法には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>目的外使用を許可している施設については、今年度中に所管替え等の対応を進めます。</p>

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第13号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1,473人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第14号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

24,536人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第15号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12,268人

「揭示済」

農業委員会欄

告示

亀岡市農業委員会告示第3号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定により別段の面積（下限面積）を次のとおり告示する。

令和2年12月8日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

別段の面積	適用する区域
1平方メートル	西別院町万願寺下辻7番 西別院町万願寺下辻16番 西別院町万願寺下辻17番 千歳町毘沙門西條1番 千歳町毘沙門西條7番2
30アール	1平方メートル区域を除く区域

附 則

令和2年亀岡市農業委員会告示第2号は、この告示の施行の日をもって廃止する。

「揭示済」

公 告

亀岡市農業委員会公告第12号

令和2年12月定例総会を下記のとおり公告する。

令和2年12月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和2年12月7日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・第5号議案 令和2年12月農用地利用集積計画
  - ・第6号議案 令和3年1月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
  - ・第7号議案 令和2年12月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・所有権移転）
  - ・第8号議案 令和2年12月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）

- ・第9号議案 農地取得に係る別段の面積  
(下限面積) の設定について

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 規程

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月24日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第6号

亀岡市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道事業会計規程（平成26年亀岡市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号収益勘定の表中

「

有価証券売却収益	有価証券の売却代金
不用品売却収益	不用品の売却代金
その他雑収益	

」

を

「

消化ガス売却収益	消化ガスの売却代金
有価証券売却収益	有価証券の売却代金
不用品売却収益	不用品の売却代金
その他雑収益	

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第7号

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第7号様式中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に」を「、当該年の」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の規定は、

令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第8号

亀岡市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市水道事業給水条例施行規程（平成30年亀岡市上下水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「配水施設等工事」の次に「（配水管工事以外の工事を除く。）」を加える。

第28条第2項中「の2の部」を削り、「道路、緑地、広場、河川、運河及びその他水路の用に供する用地とする」を「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供されている土地であって、給水を必要としないものをいう」に改める。

別記第7号様式中「亀岡市指定給水装置工事事業者」を「亀岡市指定給水装置工事事業者」に、「本市が定める水道施設工事に係る入札参加資格を有する業者であり、各業者に付された格付け（等級A, B, C）にそれぞれ定められた対

象工事金額が、本許可に係る配水施設等工事の工事費（工事価格に消費税相当額を加算した額）と比較して、同じかそれ以上となるもの」を「建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について（昭和39年亀岡市告示第20号）第3条に規定する水道施設工事の競争入札参加資格を有する者のうち、本許可に係る配水施設等工事の工事費（工事価格に消費税相当額を加算した額）に応じた亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）第4条に規定する等級以上の等級に格付けされた者」に改め、「選定しなければならない」の次に「。ただし、配水管工事以外の工事にあつては、管理者との協議により選定するものとする」を加える。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」